

札幌医科大学学生サポートシステム利用規程（平成26年12月11日規程第70号）

（目的）

第1条 この規程は、札幌医科大学学生サポートシステムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

（利用者）

第2条 学生サポートシステムの利用資格は、全学共通アカウントであるSAINS-IDを交付されている者のうち、利用時点で本学に所属しており、学生サポートシステム管理運用委員会の承認を受けている者とする。

（遵守事項）

第3条 学生サポートシステムの利用者は、この利用規程及び札幌医科大学情報ネットワークシステム利用規程等を遵守しなければならない。

（利用区分）

第4条 学生サポートシステムの利用においては、学生個人、教員、職員の身分に応じて、それぞれの利用区分を定めることとする。

（利用範囲の設定）

第5条 利用範囲は次のとおりとする。

- (1) 学生は、個人の情報のうち学生サポートシステム管理運用委員会の定めた項目、並びに共通提供情報についてのみ利用できる。
- (2) 本学教員は、教務、学務における責務に応じて、担当する学生個人及び担当項目について利用できるものとする。この範囲については、学生サポートシステム管理運用委員会が定める。
- (3) 本学職員は、教務、学務における職務に応じて、担当する学生個人及び担当項目について利用できるものとする。この範囲については、学生サポートシステム管理運用委員会が定める。
- (4) 前号(1)～(3)の設定については、学生サポートシステム管理運用委員会において随時見直しを図ることとする。

（利用者の義務）

第6条 学生サポートシステムの利用者は次に掲げる事項を遵守する義務を負う

- (1) 学生サポートシステムに接続する装置の適切な管理
- (2) 装置に記憶されているデータ等の適切な保護
- (3) 学生サポートシステムにより得た情報の二次配布や外部公開を行ってはならない
- (4) SAINS-ID及び学生サポートシステム上で運用されるマトリクス認証等パスワードの適切な管理
- (5) 学外からアクセスする場合、公衆インターネットカフェ等、不特定多数の利用者が操作・利用可能な端末を用いてはならない
- (6) ID及びパスワードの紛失時における速やかな届け出
- (7) システム毎に定められた手順でのアクセス
- (8) ウイルス対策などの安全対策
- (9) 他の利用者の利用を妨げないための装置設定及び管理
- (10) 学生サポートシステム管理運用委員会が別に定める事項の遵守
- (11) その他の本学組織が定める事項の遵守

（禁止事項）

第7条 学生サポートシステムにおいては、次の掲げる行為等を禁止する。

- (1) 教育・研究及びそれらの支援業務に該当しない目的での利用
- (2) 本学とは関係性の無い利益を目的とする行為
- (3) SAINS-ID又はその他のIDの他者への無断貸与
- (4) 個人情報や機密情報を侵害する行為
- (5) 誹謗、中傷又は差別に該当する行為
- (6) 他の個人又は団体等が有する基本的な権利利益を侵害する行為
- (7) 他の個人又は団体が行う業務等を妨害する行為
- (8) 著作権等の知的財産権を侵害する行為
- (9) 個人又は団体等が有する機密情報を許可なく配信する行為
- (10) 有害プログラムを含んだ情報を配信する行為
- (11) 偽造、虚偽又は詐欺的情報を配信する行為
- (12) 公職選挙法に違反する行為
- (13) わいせつ、売春、暴力、残虐、その他公序良俗に反する行為

- (14) その他法令に違反し又は違反するおそれのある行為
(利用資格の停止)

第8条 学生サポートシステムの利用資格は、学生サポートシステム管理運用委員会の決議に基づき、次に該当したと判断した場合、永久又は一時的に停止されることとする。

- (1) 第2条に定める資格を喪失した場合
- (2) 本規程が定める義務の不履行、禁止行為への抵触若しくは抵触の恐れが高いと判断された場合
(各システムについての細則)

第9条 学生サポートシステムにおけるネットワークやインフォメーション機能及びその他システムの利用については、それぞれ別に細則等を定める。

附 則

この規程は、平成26年12月19日から施行する。